(一)　第482号　昭和27年9月25日 第三種郵便物認可　THE MIIKE　【毎日曜日発行】　昭和32年(1957)6月23日(日)

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町二
電話3033番
編集兼発行人　平島敏治

山中の賊を破るはやすく　心中の賊を破るは難し

傳習録

新賃金展開方針を変更
『統一要求』へ努力
団交は二十四日より再開する

炭労と三井鉱山との間に取交わした昭和三十二年一月以降鉱員賃金に関する協定に基き新賃金展開の団体交渉の申入れを去る四月二十日行つていたが、その交渉の過程に中央協定と山元解釈に疑議があつたので当時炭労大会に出席中であつた宮川組合長に連絡早速中執を開き見解の統一を図つた結果、新賃金展開方針として出した十一項目中三項目を削除し団交を開くことを山元執行委員会で確認。卒直に理由を中央委員会、組合員に訴え闘いの再建をすることとして六月二十二日の中央委員会に提案した。

申入書中三項目を削除

四月二十日三池炭鉱代表佐藤所長に出した申入書は次の通りで、こんど――部の三、五、七項を削除したわけである。

申入書

昭和三十二年三月十五日付三井鉱山株式会社と日本炭鉱労働組合との間に締結せられた昭和三十二年一月以降鉱員賃金に関する協定に基き、別紙事項に関し貴方との間に協議致したく右団体交渉を申入れます。

一、協定書　記三の本人給額一方当り加給額

坑内夫　五八円（税込）
坑外成人男子　五八円（税込）
女子及十八才未満男子　四七円（税込）

右金額中坑内夫並びに坑外成人男子三八円、女子及十八才未満男子三円を本人給に全員加算する。坑内夫並びに坑外成人男子二〇円、女子及十八才未満男子一五円は修正給に充当する。

二、本人給の構成及賃金形態については現行通りとする。

三、基本給中初任給については次の通りとする。

基底給　従前の考え方の通り

年令給　二十七年以降の加令分を考慮し新年令給を作製する。加令による加給を行う。

四、第一項修正給の配分については現行展開本人給と現行実態並びに賃金収得の実績を考慮の上決定する。

五、勤続技能給の平均額の低下分については別途協議する。

六、賃金給は円単位に切上げる。

七、家族手当の支給範囲並びに条件方数等について改正する。

八、基準外賃金の引上率は展開時抗外本人給と協定加給額との比による。

九、船積夫の奨励加給金は従前の慣行通り引上げる。

十、積口の支払形態は変更する。

十一、寒中歩増の支給期間並びに支給範囲を改正する。

支給期間　自十一月　至三月の間

支給範囲　各鉱支部間於いて協議決定する。

中闘の責任でない
賃金展開で質問集中

二十二日開かれた中央委員会で新賃金展開に対する山元執行部と中央との見解の相違について激しい質問が浴びせられた。重要な問題であるから、その内容を記載し執行部のとつた態度、中央委員会の討論を充分認識してもらいたい。

問　賃金協定書の内容、例えば家族手当の問題にしても基準外でとれているので山元で十分やれると報告されている。どうして中央と三池の考え方にそういうギャップができていたのか。中央協定の内容について、もう少し執行部は勉強していたらこういう誤りはやらずにすんだろうもつと中央の見解をよく質してからやるべきではなかつたか。

答　指摘された通り中央に問い合せたところ細部解釈に相違があつたので要求を取下げたいと提案している実は、炭労中闘の直江調査部長が九本地方委で協定書の説明をやつたが、その際三池はとくに慎重を期する意味で各支部労働部長、戦術委員が全員この報告を聞いた。そのとき家族手当については幅拡げの闘争を山元でやつてよいかどうかを質したところ、最終的には力関係だという意味の答弁だつたので、われわれはやればできると判断し会社と交渉したが、会社は中央協定に関連があると考えるので三項目（家族手当、年令給修正、勤技給）に就いて応じられないと主張した。

枠内伸びのみ可

当時炭労大会開催中であつたので、中執にその見解を質した所直ちに中執委を開いて各人のベース賃金に五八円をプラスするその中から二〇円のわく内で矛盾のある個々の問題を修正するのは差支えないが、わく外からもつて来て修正するということは中央協定の精神から困難である、という結論を出した。

家族手当について交渉過程では大手十四社の中で著しく条件の悪い資本別がある。例えば北炭は二十数方出勤しなければ全部貰えない。そういうところは山元で修正してもよいということになつたが、「三井にはそのような所はない」ということが交渉の過程で諒解されているのが明らかになつた。

西鉱連では三山そろつて同じ要求を出していたが、そういう事情が明らかになつたので山野、田川は取下げて妥結してしまつている。

中執としてはこの問題で三池が単独で闘うことは避けた方が好ましいという見解が表明されたので、卒直にそういう経過を話して組合員に理解して貰う以外にはないとわれわれは考えている。

問　中闘の責任であると思うが九本地方委員会では直江中闘はどういう説明したか。

答　山元の賃金展開方式は非常に複雑であつて、中闘の責任だとは考えていない。やはりわれわれの責任であると思つている。こんどは再びこういうことのないように中央とは徹に入り細にわたつて十分連絡をとつてからやつて行きたい。

進前
具体方針の討議に当つて

われわれの眼前に新しい情勢があらわれつつある。

岸総理大臣が東南アジアを回つたり、アメリカに行つたりしている。また政府は設備投資を繰延（失対事業に関係あり）したり、日銀は利子を引上げ（中小企業に関係あり）たりしている。

アメリカのニューヨーク市場においては株が暴落したり、海上運賃の値下げが行われたりしているこのことは、主要資本主義諸国の景気が限界にきたことのあらわれであり、世界の経済に大きく左右される日本独占資本の動揺をものがたるものである。

それでは、われわれの組織はこのことをどう分析しているだろうか、第十七回炭労大会決定による行動方針の「われわれをとりまく諸情勢」のなかに「ここ数年来の世界経済の〝高原景気〟にヤマが見えはじめた」とあるが、このことをみても〝神武景気〟〝神武景気〟といつているあいだに、世界経済の動向はすでに曲り角にきたことを分析している。

われわれはこの経済情勢を極端に悲観的に判断をする必要はないが、その動向は絶対的に安定したものではないことは知らなければならない。

即ち、三十一年始めから、海外需要の増大による輸出の増大、それに伴う生産の増強が叫ばれた。労働者の一方的犠牲によつて増産がなされ、さらにスエズ問題による東南アジアへの輸出増大など景気に拍車をかけこれによつて企業の利益は増大し、資本は蓄積され企業投資にまで発展するにいたつた。

ところがすでにこの景気の要素たる外国の近況は、設備投資の段階を終り生産の増大は必然的に市場競争の段階にはいつてきたのである。

それに対し主要資本主義諸国に相当おくれて設備投資にはいつたのが日本であり、世界経済の行詰りは日本の経済拡張政策に大きな矛盾となつてあらわれてきた。政府はこの矛盾を労働者、中小企業者に犠牲を転嫁することによつて独占を助け、外的には国際通貨基金を借款し独占の喰い延ばしを行いつつ中小企業を崩壊させ、資本の集中、独占の強化をねらつているのだとみるべきであろう。

そこで次のことを思いだしてみよう。

終戦後、造船が活況をていしたそのあとでドッヂラインがきた。そして十年後造船がまた活況をていしているが、このようなドッヂライン的なものが再びこないと誰が断言し得るだろうか。

五、三〇〇万トン必要だといつても、これはエネルギー経済よりみて数量として必要なのであつて日本の石炭だけでこの需要にこたえるという意味ではない。そこに資本主義としての競争があり、さらに経済が下向線をたどればたどるほどこの競争は激しくなるし、機械化、オートメーション化はやまない。

そして、そのつぎにくるのは余剰人員の名による「首切り」である。

このように経済の景気が限界にくれば労使の矛盾は激化することは必至であり、独占資本はすでにこのための準備をはじめている。

そのあらわれが岸総理大臣のアメリカ訪問であり、日経連の賃金政策、次官通ちようを基礎とする春闘に対する処分である。

われわれはこの情勢を充分認識し次への闘いの準備をしなければならなくなつた。

そのためには先ずわれわれの組織の現状をよく知ることであり、その中から新しい意味の「組織作り」がなされなければならないと考える。

われわれはこの情勢に対処するための具体的方針作成にあたつて例年にない徹底的討議を行つているが、この具体方針が大衆に宣伝され理解され大衆の意見として、大衆がこれを堅持し行動にあらわすようにしなければならない。

珪肺要求きまる
本格交渉は期手解決後

三鉱連定期大会で決定したケイ肺斗争については、そのご炭労ケイ肺共斗会議で数回論議され要求も決定してつぎの日程、方法で行うよう三鉱連では指示した。

○　日程

イ、要求書提出は六月二十日とする。

ロ、本格的交渉は期手解決後、退手交渉と並行して行う。

○　三権の集約は、各山毎に三鉱連に対して実施されたい。

三鉱連としては、直ちに六月二十日会社に対してつぎのような申入を行なつた。

申入書

御承知の通りケイ肺は不治の職業病として当方組合員の重大な関心事でありますが、この救済、保護等について貴方との間に締結した既存協定の改訂については、去る五月二十七日付申入書に基づき、別紙の通り要求いたします。

なお、本件についての団体交渉日時、その他の具体的諸問題は、別途に折衝いたしたく考えますので申添えておきます。（以上）

要求は予防措置、健康診断、補償療養及び休業、停年延長など二十項目にのぼつている。

つぎに要求の一、二を掲記してみると。

（配置転換）

第八条　会社は組合員がつぎの各号に該当するときは医師の認定により本人の希望をも参しやくの上有害なる粉塵作業以外の作業に就かせるよう努める。

1、けい肺特別法に定める配置転換を必要とする症状に該当する者

2、原号以外の症状の場合でも、本人の体質又は作業環境等を考慮し配置転換を必要と認めた者

（栄養補給費）

第十四条　けい肺患者に対して会社は次の栄養補給を行う。

1、休業中の者に対し一カ月二、〇〇〇円（税込）

2、配置転換を実施された者に対し、一カ月一、〇〇〇円（税込）

3、前各号以外の者で、医師が栄養補給の必要と認めた者に対し一カ月六〇〇円（税込）

（打切補償及び遺族補償）

第十六条　ケイ肺患者に対する法定の打切補償費又は遺族補償費が罹患認定時職種による打切又は死亡時の同職種平均賃金により算出した額を下廻る場合、会社はその差額を支給する。

（停年延長）

第十九条　療養期間中停年に達したケイ肺患者については労働基準法又は労働者災害補償保険法に定める打切り補償該当の時期まで停年を延長し、その期間を勤続年数に通算する。

五郎丸裁判延期

三菱五郎丸執行委員に対する裁判はその後どうなつているだろうか……。

その一切の審理を終つて、十九日判決を待つ段階に至つていたが、裁判所で書類が紛のわず延期してもらいたいと判事からの申入れがあつたので延期になつた。

この公判の期間中、大牟田の他の会社（三菱以外）は数名を公判傍聴に送りこみ詳細にメモをとつている。福岡地裁での審理内容をみると如何に会社が横車を押しているかがハツキリ判るし、証言の際でもシドロモドロのところが数回みうけられている始末である。みんな自分のものとしてこの裁判をたけい肺患者については労働基しつかりみつめなければならぬ。

演壇は開放される
産別市川議長を圍んで

第四回世界労働組合大会は来る十月四日から十五日までドイツ・ライプチツヒ市（東独）で開催されることになつている。

現在世界労連は八千七百万の組織をもつている。この大会が開かれるので日本からも総評、産別、全労を問わず、すべての労働組合の代表にできるだけ多く参加してもらう目的で、去る十九日午後五時から労働会館で市川産別議長が座談会を持ち、大会の内容説明を行つた。

第四回大会さまる

この日説明されたものとして

○最低賃金制の設定と賃金の引上げ。

○賃金切下げをともなわない労働時間の短縮、週四十時間労働、とくにまず第一に失業の増延の脅威にさらされている先進国での週四十時間労働。

○オートメーションのもたらす有害な諸結果に反対する闘い。

○年令、性、人種などにもとずくあらゆる賃金差別の廃止。

○勤労人民のための住宅の建設。

○社会保障制度の確立。すでに存在するところでは、その改善。

○民主的諸権利と労働組合諸権利の擁護。

○軍備縮少。

○民族独立の強化またはその達成

○工業後進国における国の経済の発展。

こんどの大会では、これらの諸要求をかちとつて行くうえでの主な問題にたいする回答をみつけだすことであろう。どうすれば統一を完全に達成することができるか、どうすれば労働組合の国際的統一の再建にむかつて前進することができるかを討議することになつている。

大会の討議は自由であり、率直であり、演壇はすべての人々に開放される。あらゆる勝利のカギ、世界の勤労人民と労働組合の統一という偉大な事業に貢献しようと世界労連の執行委員会ではすべての国の労働者と、労働組合にあてて世界労連のアピールを行つている。